第百三十三条の四第二項	当事者	当事者又は利害関係参加人
	訴訟記録等の存する	借地借家法第四十一条の事件の記録の存する
第百三十三条の四第七項	当事者	当事者若しくは利害関係参加人

第六十一条を第六十四条とする。

第六十条中「第四十九条、第五十条及び第五十二条」を「第五十二条、第五十三条及び第五十五条」に、「第五十五条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十九条を第六十二条とし、第五十八条を第六十一条とする。

第五十七条中「第五十五条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第六十条とし、第五十六条を第五十九条とする。

第五十五条の見出し中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同条第一項中「裁判書」を「電子裁判書（非訟事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書であって、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、民事訴訟法第二百五十五条第二項の規定を準用する。

第五十五条を第五十八条とし、第五十四条を第五十七条とし、第四十九条から第五十三条までを三条ずつ繰り下げ、第四十八条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第五十一条　第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述（次項及び第六十四条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十二第一項第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2　第四十一条の事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第百三十三条の二第一項」と、同条第四号中「第百三十三条の三第一項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第四十七条　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（第四十一条の事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項並びに次条において同じ。）に備えられたファイル（第五十一条第二項及び第五十八条第一項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第四十八条　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第四十一条の事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

第二節　借地借家法の一部改正に伴う経過措置

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第百二十六条　前条の規定による改正後の借地借家法（以下この節において「改正後借地借家法」という。）第四十八条の規定は、施行日以後に開始される改正後借地借家法第四十一条の事件（次条及び第百二十八条において「改正後第四十一条事件」という。）に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された前条の規定による改正前の借地借家法第四十一条の事件（第百二十八条において「改正前第四十一条事件」という。）に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第百二十七条　改正後借地借家法第五十一条の規定は、改正後第四十一条事件における改正後借地借家法第五十一条第一項に規定する申立て等について適用する。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第百二十八条　改正後借地借家法第五十八条第一項の規定は、改正後第四十一条事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前第四十一条事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

第三節　借地借家法の一部改正に伴う関係法律の整備

第百二十九条　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五十九条」を「第六十二条」に改める。

第十三章　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正等

第一節　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

第百三十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「、期日の呼出し、裁判書」を削り、同条中「、第八条の二、第八条の五」を削る。